

★令和7年4月1日、TDBPP 及び BDBPP 化合物の検出基準が改正されました。
改正後の基準は下表のとおりです。

【令和7年4月1日現在】

有害物質の規制（繊維製品・革製品）

有害物質		ホルムアルデヒド (乳幼児用)	ホルムアルデヒド (子供・大人用)	ディルドリン	DTTB	有機水銀化合物	トリフェニル錫化合物	トリブチル錫化合物	APO	TDBPP	BDBPP化合物	アゾ化合物
検出基準		16ppm 以下 (※1)	75ppm 以下	30ppm 以下		水銀 として 1ppm 以下	錫として 1ppm以下		検出 しない こと	8 ppm 以下	10 ppm 以下	30ppm 以下 (※2)
規制対象家庭用品												
繊維製品	おしめ(おむつ)	★				★	★	★				★
	おしめカバー(おむつカバー)	★		★	★	★	★	★				★
	よだれ掛け	★				★	★	★				
	下着(シャツ、パンツ、ズボン下等)	★	★	★	★	★	★	★				★
	中衣(ワイシャツ、ブラウス等)	★		★	★							★
	外衣(スーツ、セーター、スカート等)	★		★	★							★
	手袋	★	★	★	★	★	★	★				★
	くつした	★	★	★	★	★	★	★				★
	たび		★									
	寝衣(ねまき、パジャマ等)	★	★	★	★				★	★	★	★
	寝具(枕、布団、毛布等)	★		★	★				★	★	★	★
	帽子	★		★	★							★
	衛生バンド					★	★	★				
	衛生パンツ					★	★	★				
	床敷物			★	★				★	★	★	★
	家庭用毛糸			★	★							
	カーテン								★	★	★	
	テーブル掛け											★
	えり飾り(ネクタイ、マフラー等)											★
	ハンカチーフ											★
	タオル、バスマット及び関連製品											★
(毛皮革製品を含む)	下着											★
	手袋											★
	中衣											★
	外衣											★
	帽子											★
	床敷物											★

※1 所定の試験方法で吸光度差 0.05 以下又は 16ppm 以下

※2 特定芳香族アミン（3ページに掲載）として 30ppm 以下